

「他の教科」の教諭の免許状を取得する方法（別表第4）

所要資格		免許状の種類	中学校教諭		
		専修免許状	一種免許状	二種免許状	
有することを必要とする中学校教諭の免許状		専修免許状	専修免許状 一種免許状	専修免許状 一種免許状 二種免許状	
教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数 修得科目等	20	20	10	
		施行規則第4条第1項表備考第1号に掲げる免許教科に関する科目全てについて各1単位以上			
各教科の指導法に関する科目	最低修得単位数	8	8	3	
大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	24 ※1	—		

〔別表第4，施行規則第15条〕

※1 大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得すること。

〔同表備考第2号〕

◇ 各教科の指導法に関する科目については、受けようとする免許状に係る教科に関するものとする。

◇ 大学が独自に設定する科目は、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のほか、大学が加えるこれらに準ずる科目でもよい。

〔施行規則第15条第1項表備考第3号〕

◇ 一種免許状に係る単位は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において単位を修得することができる。この場合、その単位数から二種免許状の単位数を差し引いた単位数（教科10単位以上、教科の指導法5単位以上）については、短期大学の専攻科の課程で修得すること。

〔別表第4表備考第3号〕

◇ この表により他の教科の専修又は一種免許状を取得しようとする場合、その取得しようとする教科の一種又は二種免許状を有しているときは、上記の単位数のうち取得しようとする免許状に係る単位数から既に有している免許状に係る単位数を差し引いて、残りの単位数を修得すればよい。

〔同表備考第4号〕

（例）中一（理科）と中二（技術）を有する者が、中一（技術）を取得する場合、「教科に関する専門的事項に関する科目」10単位及び「各教科の指導法に関する科目」5単位が必要。